

## 金融検査に関する基本指針(案)に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する考え方

平成17年7月1日(金)

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国地方銀行協会	全般	検査当局が重視する観点等については、業界団体における意見交換の場や、ホームページにおいて、タイムリーに情報を提供していただきたい。	検査重点事項等は、毎事務年度当初に策定する「検査基本方針」に盛り込み、公表しております。 また、金融検査を巡るトピックについては、これまでも意見交換会の場等で情報提供してきているところです。
第二地方銀行協会	全般	今後の検査においては、基本指針(案)で示された基本的考え方および検査の実施手続が財務局を含め個々の検査官に徹底されるとともに、「金融機関自身の経営改善に向けた取組み」の推進に繋がるような対応をお願いしたい。	基本指針は、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みを促進することに配慮したうえで策定しております。今後、そうした趣旨を含め、研修等を通じて検査部局職員及び金融機関双方への、基本指針の周知徹底に努める所存です。
第二地方銀行協会	全般	現状、金融庁および財務局が実施する検査の深度等に違いが見受けられることから、できる限り検査の質や内容についても均一化されるよう努めていただきたい。	従来より、地域金融の安定等を図る観点から、財務局の検査態勢の強化、検査現場の指導強化、金融庁・財務局間の意見交換・目線の統一、検査官の教育・育成に努めているところです。 今後とも、御指摘の状況が見受けられた場合には、検査モニター等を通じて積極的にご意見をお寄せいただきたいと考えております。
全国信用金庫協会	全般	この基本指針案の理念が十分に浸透するような教育・指導を検査官に対して行っていただきたい。	基本指針については、研修等を通じ、財務局を含め検査部局職員及び金融機関双方への周知徹底に努める所存です。
国際銀行協会	全般	基本指針策定の過程において検査プロセスを総点検するためのワーキング・グループによる検討が17回にわたり行われたとのことですが、この検討会の少なくとも何回かには、被検査金融機関又は中立的な第三者の参加があったのでしょうか。	基本指針(案)の策定は、ワーキング・グループ(外部の有識者として野村顧問が参加)、それに続く金融機関からのヒアリング等を経て検討を進めたところです。 今般、更に幅広く一般からのご意見を募集するとの観点から、パブリックコメントに付したところです。
損害保険労働組合連合会	全般	平成17事務年度より「検査モニター制度」等の改善を行うとされておりますが、検査実態を正確に把握するための方策について不断に見直しを行なっていただき、本指針(案)に則った検査を着実に実践いただくようお願い致します。	「検査モニター」の改善、検査官の教育等を行い、基本指針に則した検査を進めてまいります。
新日本監査法人金融サービス部	全般	今回の基本指針(案)は、金融検査の透明性を高めるとともに被検査金融機関等の理解を促す意味でも有意義であり、外資系金融機関にとっても同様である。そこで、金融改革プログラムで述べられているように、国際的に魅力の高い市場とするため、また、昨今の外資系金融機関への業務改善命令の発出状況を勘案すると、英文での基本指針の公表が必要ではないか。	日本語での「金融検査に関する基本指針」の公表に加え、英文での公表も行います。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
国際銀行協会	I 検査等の実施に当たっての基本的考え方	<p>検査部局の使命についてはIの1に記載されているとおりでであると考えますが、その使命を果たす上で、行政機関としてまず念頭に置かなければならないのは、検査が行政手続であり、その執行は憲法第31条のデュー・プロセスの理念に従ったものでなければならないという点であります。検査は、基本的に被検査金融機関の協力の下に行われるものですが、検査局が問題とした事項は最終的には行政指導や行政罰という不利益処分につながる可能性があります。不利益処分には業務停止や免許取り消しといった被検査金融機関の死命を制するものも含まれます。検査はそのような処分につながる可能性のある一連の手続ですので、その手続は告知聴聞、弁解、防御の機会が保障されるべきです。</p> <p>Iの4で検査官の心得としてデュー・プロセスが強調されていますが、単なる検査官の心得にとどまらず、そもそも検査全体を支配する理念として、デュー・プロセスの尊重が謳われる必要があります。</p>	<p>金融検査については、それ自身はいわゆる行政調査(適切な行政上の対応を行うための準備としての調査)の1つであり、行政手続に関する一般法である行政手続法は適用されないと解されております(同法3条1項14号参照)。従って、同法に定める告知・聴聞、弁明の機会の付与等は、検査結果通知を踏まえて行われる行政処分の時点で行われることとなります。</p> <p>なお、検査部局においては、これまでも、検査モニターや意見申出制度等を設けて公正・公平な金融検査の実現に努めてきたところです。</p> <p>また、今回の基本指針では、デュー・プロセスの観点から、「II 検査等の実施手続等」に様々な点を盛り込んでおり、例えば、新たに、検証において被検査金融機関との間における「双方向の議論」を重視することを盛り込むとともに、検査モニターや意見申出制度の運用改善等を図り、更に公正・公平な金融検査の実現を目指しております。</p>
国際銀行協会	I 検査等の実施に当たっての基本的考え方	<p>検査における検証、指摘、改善のすべての面において、「リスク・ベース・アプローチ」を採用するべきであると考えます。即ち、各金融機関の行っている業務、組織体制等を総合的に勘案し、リスクの高い分野とそうでない分野を選別した上で、リスクの高い分野についてどのようなリスク管理を行うべきか、それに対し現にどのような管理が行われているかを検証し、問題を指摘する一方、リスクの低い分野については、それに応じた、異なったレベルの管理を求めべきであり、検査マニュアルのすべてのチェック項目を画一的に検証したり、すべての金融機関に画一的なリスク管理手法を求めようとするアプローチは避けるべきであると考えます。Iの2の(3)にいう「メリハリのある検証」の趣旨はそのような考え方であると思われるのですが、この考え方はもう少し明確に述べられる必要があると思料いたします。</p> <p>またIの3(3)には、「検査で把握した問題点が各金融機関の経営全般にどのような形でどの程度の影響を与えるおそれがあるかという観点から、メリハリを持った的確な指摘に努める必要がある。」と記されており、また同I(1)においては、「実施手続等の機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。」と述べられておりますが、このような叙述も基本的な考え方としての「メリハリのある検査」の趣旨を明確化することによって一層理解しやすいものとなると考えます。</p>	<p>金融検査は、金融機関の規模や特性、特に各金融機関が抱えるリスクの実態等に応じたリスク管理態勢等を評価するものであり、機械的・画一的な判断に陥ってはならないと考えております。</p> <p>そうした趣旨も含めて基本指針I-2-(3)において「検査等に求められるのは、各金融機関の経営環境、経営実態等に応じた適切なリスク管理態勢が整備されているかについて、メリハリのある検証を行うことである。」と明記しております。</p> <p>また、こうした要請等に対応するため、例えば、ご意見のありました基本指針I-3-(3)において、「検査等は、監督部局におけるオフサイト・モニタリング等と有機的に連携し、各金融機関の経営実態に応じて、検査頻度、検査範囲等にメリハリをつけつつ、重点的・機動的に実施されなければならない。さらに、検査等の実施に当たっては、検査で把握した問題点が各金融機関の経営全般にどのような形でどの程度の影響を与えるおそれがあるかという重要性の観点を配慮しつつ、メリハリを持った的確な指摘に努める必要がある。」と明記しております。</p>

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
西川綜合法律事務所	I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 1	<p>金融検査を有効かつ効果的なものとするためには、検査部局による検査結果についてのフォローアップ体制の強化が必要である。</p> <p>金融検査をより有意義なものとするためには、検査結果通知書交付後、指摘した問題点等に対する被検査金融機関の対応状況を定期的に詳しく検証し、問題点の改善が認められるまでフォローアップを行うことも重点事項として含まれるべきである。フォローアップを行うに当たっては、検査要員の人数を増やす等、検査部局において必要な整備を行い、被検査金融機関の業務の健全性および適切性の確保をするために、かかる体制を強化すべきである。</p>	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び基本指針にあるとおり、検査結果のフォローアップは監督部局にて実施することとなっております。その際、ご指摘の観点から、フォローアップに際して、検査部局は監督部局からの要請に基づき、検査結果通知書の内容の確認を行うため、被検査金融機関からのヒアリングに同席することとし、この点を基本指針においても明確化しました。</p> <p>なお、検査体制の整備については、金融行政の課題に的確に対応するため、必要な定員の確保等によりその整備を図り、もって厳正かつ実効性・効率性の高い検査の実施に努めてまいります。</p>
全国信用組合中央協会	I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 2	<p>検査の実施に当たっては、金融検査に関する基本指針の主旨を踏まえ、「双方向の議論」が重視されるよう検査官の対応にバラツキがでないように努めていただきたい。</p>	<p>「双方向の議論」については、今後ともその徹底を図ってまいります。</p>
第二地方銀行協会	I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 2	<p>常々、検査は「レントゲンの役割」であるといわれるが、今回公表された基本指針(案)では、「その問題点について、金融機関等に対して有効な形で警告を発することが我々の役割である」とされていることとの関係についてお教えいただきたい。</p>	<p>両方とも「金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、各金融機関の法令等遵守態勢、各種リスク管理態勢等の実態把握を行い、その問題点を指摘する」といった検査の役割に関して触れたものです。ご指摘の「レントゲンの役割」について、いつ、どのような場面で用いた表現のことを指すかは定かではありませんが、「レントゲンの役割」とは、検査が、金融機関の経営実態をありのまま正確に把握する役割を有することを、様々な説明機会において、分かりやすくイメージできるように用いることがあります。</p> <p>「その問題点について、金融機関等に対して有効な形で警告を発することが我々の役割である」とは、的確な実態把握に基づき、問題点の的確な改善につながるように指摘する役割があることを示したものです。</p>
全国信用金庫協会	I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 3—(2)補強性の原則	<p>補強性の原則にも記載があるように、金融機関の自主的な経営改善に向けた取組みの促進に対する配慮と、双方向の議論を重視した十分な意思疎通の確保は、金融検査にあたっての極めて重要な基本的理念であると考えます。したがって、検査当局においては、この基本原則が十分に機能しているかどうかといった観点から、金融検査の適切性に関する自己評価・検証を常に行われることをお願いしたい。</p>	<p>基本指針については、研修等を通じ、財務局を含め検査部局職員及び金融機関双方への周知徹底に努めるとともに、検査モニター等を通じて、その運用状況を把握していく所存です。</p>
国際銀行協会	I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 3—(2)補強性の原則	<p>検査とは、処罰を与えることを目的に行われるものではなく、改善を促進するよう配慮しなければならないという点はご指摘のとおりです。この観点から、双方向の議論を重視することは大切ですが、建設的な指摘を行うことが金融機関の自主性を促すことになることも重要です。重箱のすみをつつくような指摘で補強性の原則、あるいは効率性の原則に反するような結果とならないよう心がけていただきたいと考えます。</p>	<p>基本指針 I-3-(3) 効率性の原則において、「検査等の実施に当たっては、検査で把握した問題点が各金融機関の経営全般にどのような形でどの程度の影響を与えるおそれがあるかという重要性の観点を配慮しつつ、メリハリを持った的確な指摘に努める必要がある。」ことを規定しております。</p>

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国銀行協会	I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 3—(3)効率性の原則	検査等は、各金融機関の経営実態に応じて、検査頻度、検査範囲等のメリハリをつけつつ、重点的・機動的に実施するとあるが、検査頻度や検査範囲、検査深度等について具体的な内容を明示頂きたい。	検査頻度、検査範囲等については、当局の限られた組織・人員の下、個別金融機関毎に過去の検査結果、現在の業務運営状況等を総合的に勘案して決定しており、予めこれを具体的に示すことは困難であることをご理解下さい。
国際銀行協会	I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 3—(3)効率性の原則	基本指針においては、監督部局との有機的連携を図りつつ、的確かつ効果的な検査の実施に努めることとしていますが、検査中に論点となった法令解釈において、過去に監督部局が行った指導、アドバイス等を十分尊重していただきたいと考えます。また、一般に法令解釈について監督部局と検査部局の間に見解の相違が生じないよう、金融庁としての統一した解釈を行うようお願いいたします。	基本指針において明らかにしているとおおり、検査部局としての最終結論は、検査結果通知であり、これに関しては、その後、金融機関から監督部局に、法令に基づき報告書が提出され、監督部局により、フォローアップされることとなっております。 また、これに限らず、従来より、監督部局と検査部局とで必要な連携は図っているところであり、今後も連携に努めてまいります。
金融イノベーション会議	I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 4 検査官の心得（検査官の行動規範）	<p>具体的な「行動規範」として、下記の13項目を提案したい。下記の13項目については、これまで金融庁が違反していたとは考えていないが、今後とも違反することがないよう、明文化した行動規範に盛り込んでいただきたいと考えている。また、下記の13項目は、内容的にも、今般公表された「検査官の心得（検査官の行動規範）」と何ら相反するところがないと思われる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融機関自身の経営判断に係る範疇に立ち入ってはならない。</li> <li>2. 正当な理由なしに個別の人事に対して介入をしてはならない</li> <li>3. 個々の取引の執行に対しては如何なる指示もしてはならない。</li> <li>4. 取引先や委託先の選定に関して個別に口出ししてはならない。</li> <li>5. 明確な法的根拠を示すことなく具体的に指導してはならない。</li> <li>6. 具体性のない曖昧な定義のまま法的な指摘をしてはならない。</li> <li>7. 実務上の難しさを無視した杓子定規な対応をしてはならない。</li> <li>8. 結論を予め定めた上での検査や監督をしてはならない。</li> <li>9. 個別の人格に対する評価をベースに結論を決めてはならない。</li> <li>10. 相手の主張をよく聞き、説明書類は受領しなければならない。</li> <li>11. 必要な範囲以上にむやみやたらに資料を徴求してはならない。</li> <li>12. 内部事情を理由にして不必要に対応を遅延させてはならない。</li> <li>13. 報道機関や他の官庁に対して個別金融機関の情報を漏洩してはならない。</li> </ol> <p>こうした「行動規範」は、日々の行動に直結するだけに、具体的であることが求められるということは周知の通りである。それは、金融庁においても、監督や検査の現場で被監督・検査金融機関に対して指導していることでもある。出来得れば、この13項目を携帯カードとして、金融庁の全職員に配布し、検査に入る前に被検査金融機関の前で読み上げるくらいの手</p>	<p>検査等は、基本指針に基づき実施するものであり、「II 検査等の実施手続等」を含めた基本指針全体が、行動規範としての性質を有するものであると考えており、ご指摘は全て具体的手続に示しております。</p> <p>例えば、「1」～「6」、「10」の関連としては、基本指針 I-2-(2)、II-3-2-(5) 検証に記載しております。 「11」の関連としては、基本指針 II-3-1-(3) 事前に資料等を求める際の留意事項、II-3-2-(4) 資料等を求める際の留意事項等に記載しております。 「13」の関連としては、II-4-(2)に記載しております。</p> <p>その他「7」～「9」、「12」については、「検査官の心得」の遵守、II-3-2-(5) 検証の「双方向の議論」、II-3-2-(9) イ. その他の留意事項の「双方向の情報・意見交換」を通じて対応できるものと考えております。</p> <p>なお、今回のご指摘を踏まえ、「II 検査等の実施手続等」を含めた基本指針全体が、行動規範としての性格を有することを明確化するため、基本指針 I-4を以下のように修正しました。</p> <p>&lt;修正前&gt; 「他方で、各検査官は、以下に定める…」</p> <p>&lt;修正後&gt; 「他方で、各検査官は、本基本指針中の II に定める『検査等の実施手続等』の遵守に努め、以下に定める…」</p> <p>また、基本指針の適切な運用を図るため、今後、コメントを頂いた携帯カードの作成や、研修等を通じ、財務局を含め検査部局職員及び金融機関双方への周知徹底を図っていく所存で</p>

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
		<p>続きを励行したほうがよいと思われる。</p> <p>万が一にも、最終的な「行動規範」が、今般公表された「検査官の心得（検査官の行動規範）」程度の曖昧さにとどまり、これらの項目が具体的に盛り込まれない場合には、金融庁の基本的行政スタンスに疑義が生じることにもなりえる。同時に、私どもが示した 13 項目に反すると思われる行動が万一見られた際には、金融機関から「コンプライアンス対応室」に通報することになると思われるが、その際には、公明正大に対応されることを、念のため希望しておきたい。</p>	<p>す。</p>
<p>西川綜合法律事務所</p>	<p>I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 4 検査官の心得（検査官の行動規範）</p>	<p>被検査金融機関に対し検査を行う検査官の指摘内容および文言は被検査金融機関に対し多大な影響を与えることがあり得ることから、以下の点についても検査官は十分心得る必要があるとして、当該箇所にて加えて言及すべきある。</p> <p>① 被検査金融機関は、検査官による指摘の一言一句の背景を分析し、議論し、改善策の検討を行い、内部規制を定めてその遵守体制を確立する等の対応を行うことから、検査官は、各検査官による指摘が被検査金融機関全体の内部規制の制定・改訂の背景に大きく影響することを踏まえ、例えば異なる検査官が別の支店において検査を実施した場合、同種のまたは同様の検査項目に関する指摘については、その背景、基準に若干の相違も生じないよう、特に三段表等書面に残る文言については統一を図るよう、努めること。</p> <p>② 検査官は、上記を実行すべく、常時、検査官同士の目線・問題意識の統一、指摘項目に対する基準の一致を図り、検査情報の共有および互いの指摘内容詳細の理解・把握に努めること。</p>	<p>金融検査は、共通の会計基準や金融検査マニュアル等に基づき実施されており、検証に当たっての目線が検査官によって異なることのないよう、検査官研修等に取り組むとともに、適切な検証に努めているところです。</p> <p>今回も、そうした面から、例えば、以下の点を言及等しております。</p> <p>① 今回の基本指針の「検査等の実施に当たっての基本的考え方」において、金融庁及び財務局の検査部局は、一体となって、最新の金融取引・経営に関する情報把握体制の整備を図り、重要な任務を担う検査官の採用・育成やそのサポート体制の整備に取り組むことを明示。</p> <p>② 今回の基本指針Ⅱ-3-2-(5)において、 (i) 主任検査官が重大な指摘を行う場合には、事前に検査局総務課(財務局においては、検査担当課)へ照会すること (ii) 指摘に際しては書面により行い、その根拠を説明すること等を明示</p> <p>③ 本基本指針の適切な運用等を確保する観点から、検査モニターの運用を改善</p> <p>④ 被検査金融機関と主任検査官の間で認識の一致をみなかった場合の意見申出制度の運用改善</p> <p>なお、今回のご指摘を踏まえ、「Ⅱ 検査等の実施手続等」を含めた基本指針全体が、行動規範としての性格を有することを明確化するため、基本指針Ⅰ-4を以下のように修正しました。</p> <p>&lt;修正前&gt; 「他方で、各検査官は、以下に定める…」</p> <p>&lt;修正後&gt; 「他方で、各検査官は、本基本指針中のⅡに定める「検査等の実施手続等」の遵守に努め、以下に定める…」</p> <p>基本指針の適切な運用を図るため、今後、コメントを頂いた</p>

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
			<p>携帯カードの作成や、研修等を通じ、財務局を含め検査部局職員及び金融機関双方への周知徹底を図っていく所存です。また、今後とも、検査の質の維持・向上のための諸施策に一層取り組んでまいりたいと考えております。</p>
西川 綜合法律事務所	<p>I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 4 検査官の心得（検査官の行動規範）</p>	<p>行動規範については、基本指針における明確化だけでなく、それを担保した検査官の行動を検証するための体制（例えばサービス規定においてかかる行動規範を遵守するよう規定する、疑義のある検査方法につき立ち入り検査中に金融庁へ通報できる制度を設ける等）の整備を行うことが必要であると考えます。</p>	<p>検査局を含め金融庁職員の行政上の対応について、情報提供を受け付ける窓口（コンプライアンス対応室）を設置し、情報提供があった場合には法令遵守に万全を期す観点から独立した調査を実施する体制を整備しております。また、基本指針の適切な運用を確保する等の観点から、検査モニター等を実施することとしており、この点について運用の改善を図ります。</p>
個人(自営業)	<p>II 検査等の実施 手続等 1 適用範囲</p>	<p>金融改革プログラム内では「利用者保護のための情報提供」が記載されているが、「金融検査に関する基本指針(案)」では適用範囲が銀行法等の法律だけであり、利用者(連帯保証人)の保護を図る指針が外れている。銀行法では預金者の保護規定しかされていません。 よって、適用範囲に「事務ガイドライン」も含めていただきたい。</p>	<p>基本指針 I-3-(1)において、「利用者視点の原則」を掲げ、「検査等は、あくまで、預金者等一般の利用者の保護、金融システムの安定及び国民経済の健全な発展のために、各金融機関の経営実態を検証するもの」とした上で、「検査等の実施に当たっては、預金者等一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、その利益が保護されることを第一の目的とし、各金融機関の経営実態を検証しなければならない。」としております。 II-1「適用範囲」は、基本指針をどの法律に基づく検査について適用するかを明示したものであり、ここに「事務ガイドライン」を含めるのは適切ではありません。 なお、金融検査は、基本指針のほか、関係法令、金融検査マニュアル、事務ガイドライン等に基づき、実施されるものです。</p>
国際銀行協会	<p>II 検査等の実施 手続等 1 適用範囲</p>	<p>適用法令の列挙が限定列挙のように読める中で、信託業法に基づいて承認を得た会社については基本指針の適用はあると思われそうですが、これは「金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局が実施する検査等」のなかに含まれるのでしょうか。金融庁設置法第4条第3号記載の被検査者に対する検査には適用があるものと考えてよろしいのでしょうか。 また、金融庁長官が証券取引等監視委員会に金融検査を委託した後は、金融検査の部分は本指針の適用があることを明確にさせていただきたいと思えます。</p>	<p>信託業法上の信託会社も含め、基本指針に列挙した法律に基づき実施する検査については、本指針が適用されます。なお、金融庁設置法第4条第3号に掲げる検査対象の一部が本指針の適用対象となります。 また、適用対象にある「証券取引法、外国証券業者に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく検査権限については、本年7月1日より、証券取引等監視委員会へ基本的には一元化されますが、その後もなお、これらの法律に基づき金融庁長官及び金融庁長官から委任を受けた財務局が検査等を実施した場合には、原則として、本指針が適用されます。 なお、証券取引等監視委員会の実施する検査に本基本指針が適用されるわけではないことにご留意下さい。</p>
全国信用金庫協会	<p>II 検査等の実施 手続等 2 検査方針及び検査基本計画</p>	<p>4月～5月の立入検査は、総代会に向けた決算資料の調整等の準備に影響を及ぼし、本来業務に過度の負担が生じるため、検査の実施時期については、十分配慮していただきたい。</p>	<p>検査は、「利用者視点の原則」の下、与えられた人員により、効率的・効果的な検証を行う観点から実施するものであることを御理解下さい。</p>

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (1)予告	「ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で検査を実施することができる。」とありますが、「必要と認める場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか例示していただきたい。	予告・無予告の別は、 ① 検証範囲・検証目的(例えば、ルール遵守状況、リスク管理状況などの実態把握に重点を置く検査) ② 過去の検査結果 ③ 現在の被検査金融機関の業務運営状況等を総合的に勘案して決定します。
国際銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (1)予告 (2)予告から立入検査開始までの期間	原則として検査の予告を行い、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には無予告で検査を実施することがあるとされていますが、どのようなケースにおいて無予告の検査が行われることとなるのかを例示等で具体的に示していただきたいと考えます。  また、予告を行う場合の標準的な予告期間(予告から立入検査開始までの期間)を明確にさせていただきたいと考えます。	同上  予告から立入開始までの期間は、被検査金融機関の規模・特性、検査の検証範囲等により区々であり標準的な予告期間を明示できないことを御理解下さい。
国際銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (1)予告	検査実務では、検査チームの検査会場確保及び複写機、ファックス等の要請に応えること自体が、金融機関に大きな負担となっております。検査に当たってはこれに留意し、これらの要請にこたえるのに時間がかかることがあるということを十分に理解していただきたいと思います。特に、予告のない検査の場合、検査会場の確保に困難を極めることもあり、それゆえに検査会場が検査官の期待どおりの時間内に設置できなくてもそのことをもって検査に対して非協力等の評価を下すべきでないと考えます。この点について3-1で言及されることを希望いたします。	「検査に対して非協力等の評価を下す」の意味が明らかではないが、検査会場の確保が困難である場合には、基本指針Ⅱ-3-2-(9)イ.等に即して、主任検査官と被検査金融機関が協議を行い、効率的・効果的な検査等の実施の観点から、状況に応じた現実的な対応を行うこととなります。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (1)予告(注)	現在、金融庁はホームページにて入検中の金融機関名を公表し、それら金融機関に関する情報(顧客情報管理に関するもの、説明責任の履行状況に関するもの、法令等遵守状況に関するもの、苦情等処理に関するものに係る情報)を広く受け付けていますが、それらの情報の活用にあたっては、信頼性の高い情報の採用に努めていただきたい。	検査の実施に際しては、検査情報受付窓口寄せられた情報のみならず様々な情報を参考としており、かつ、これらの情報を参考としつつも、あくまでも立入検査中に把握した事実関係に基づき問題点等の検証を行っているところです。
全国地方銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (1)予告(注)	総合検査・部分検査を機動的・効果的に活用し、メリハリのある検査の実施に努めるとあるが、部分検査の活用等については、風評等による市場規律への影響等も十分配慮した対応が必要である。 【理由】 部分検査であっても、金融庁ホームページにて検査実施中の金融機関として公表されるため、その頻度によっては、被検査金融機関に対する風評面での影響が懸念されることから、部分検査の活用・開示方法について配慮をいただきたい。 たとえば、銀行名と併せ、総合検査・部分検査のいずれにあたるかを表示してはどうか。	検査情報受付窓口において金融機関名に併せて総合検査・部分検査の別を掲載することは考えておりません。ただし、現在、検査情報受付窓口の注意事項欄としてホームページ上に「検査には、通常検査のほか、金融機関のコンピューターシステムを主な対象とした検査など様々なものがあります。」と記載している箇所に、検査の種類として総合検査・部分検査がある旨も追加的に記載することとします。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
第二地方銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (1)予告(注)	決済用預金の導入に係るシステムリスク管理態勢等のターゲット検査のように、制度変更に伴う部分検査もあることから、無用な風評リスクを生じさせることがないように、検査情報受付窓口において公表する被金融機関名は、総合検査・部分検査別に公表するなど、公表方法を工夫していただきたい。	同上
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (1)予告(注)	総合検査・部分検査を機動的・効果的に活用し、メリハリのある検査の実施に努めるとあるが、部分検査であっても、金融庁ホームページにて検査実施中の金融機関として公表されるため、頻度によっては風評面での影響が懸念される。従って、部分検査の活用等については、風評等による市場規律への影響等も十分配慮した対応が必要である。	同上
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (2)予告から立入検査開始までの期間	「予告を行う場合、検査班及び被検査金融機関双方の準備が可能となる立入開始予定日を被検査金融機関に通知する」とありますが、立入開始予定日は、被検査金融機関と相談した上で決定する趣旨なのか明示していただきたい。 【理由】 予告手続きを明確化し、被検査金融機関側の都合も考慮されることが明確化されればありがたい。	立入開始は、効率的・効果的な検査の実施の観点から、主任検査官が決定しますが、金融機関により考慮すべき事情がある場合には、基本指針Ⅱ-3-1-(4)ロ. に即して相談を行うことができます。
全国信用組合中央協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (2)予告から立入検査開始までの期間 (3)事前に資料等を求める際の留意事項	検査予告日から事前資料提出日までの提出期限については、短期間での要請が多いので、基本指針(案)に示されているように被検査金融機関等の対応能力や事務負担に配慮するなど、時間的な余裕をもたせるよう努めていただきたい。 また、同様にオフサイトモニタリングの資料等を活用していただき、提出については、極力限定していただくよう徹底していただきたい。	今般の基本指針Ⅱ-3-1-(3)の趣旨を徹底し、検査の効率化と双方の負担軽減を図るとともに、オフサイト・モニタリングの資料等を活用することによって、一層の省力化に努めます。これに伴い、検査の効率化等の観点から、オフサイト・モニタリング資料等の会場備え置きをお願いする場合がありますので、その際はご協力願います。 なお、基本指針Ⅱ-3-2-(9)イ.の規定にあるとおり、被検査金融機関からの要望事項などについては、双方向の情報・意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、予め主任検査官とよくご相談下さい。
全国地方銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (2)予告から立入検査開始までの期間	「検査班及び被検査金融機関双方の準備が可能となる立入開始予定日」を通知するとあるが、「準備が可能となる日」の判断は被検査金融機関との協議も行った上で決定するのか。協議の余地があるのであれば、その旨を明記願いたい。	立入開始は、効率的・効果的な検査の実施の観点から、主任検査官が決定しますが、金融機関により考慮すべき事情がある場合には、基本指針Ⅱ-3-1-(4)ロ. 等に即して相談を行うことができます。



提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国信用金庫協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (2) 予告から立入検査開始までの期間	立入検査開始予定日の通知を受けた後、やむを得ない事情等により立入開始を延期又は中止することとなった場合、当該延期又は中止については、その理由等を含めて被検査金融機関に対して事前に通知されるという理解でよいか。	原則、通知を行います。
西川綜合法律事務所	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (3) 事前に資料等を求める際の留意事項 3-2 立入検査中 (4) 資料を求める際の留意事項	立入検査開始前に事前に資料等を求める際の留意事項として、「電子媒体による資料等の受渡しまたは提出」を認めることとしている。また、基本指針(案)のⅡ-3-2-(4)も、立入検査中に資料等を求める際の留意事項として、同様の方法を認めることとしている。資料提出時において、各被検査金融機関が運用する電子化された情報をそのまま利用することを認め、形式を指定(例えば、web形式で閲覧するデータを認めずに、wordまたはexcel形式のみを認める)しないことが、被検査金融機関の負担軽減のためには必要であるということである。仮に電子媒体による提出が認められたとしても、資料の提出形式を制限した場合、データベースまたはシステムに収録された膨大な情報を編集する各被検査金融機関の作業負担は極めて大きく、業務の効率化への妨げともなりえる。基本指針においては、各被検査金融機関が推進するデータベース、システムそのものの提出を認めることについても言及するべきである。	今般の基本指針Ⅱ-3-1-(3)ロ、ハ、及びⅡ-3-2-(4)の本文及びロ、の規定の趣旨を徹底します。 いずれにしても、必要な内容が満たされていれば、検査遂行に支障がない限り、被検査金融機関のご要望に応じていきたいと考えておりますので、予め主任検査官とよくご相談下さい。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (3) 事前に資料等を求める際の留意事項 ロ。	「提出を求める資料等については、主任検査官が、予め、目安として一定の様式等を口頭又は書面により提示する」とありますが、業界ごとに共通の資料については、その様式、目的、作成要領等を、金融検査時点ではなく、予め業界あてに公表いただきたい。	立入開始前に、被検査金融機関に対して事前に求める資料等については、平成17事務年度より実施する検査上の運用改善の一つとして、その必要性や重複の有無を再検討のうえ削減し、各金融機関に対して、その旨周知致します。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (3) 事前に資料等を求める際の留意事項 ロ。	「被検査金融機関より提出される資料等は、必要とする記載内容等を満たす限り、その様式を問わず受領する。」とありますが、なお書きとして、「なお、徴求する資料の必要部数等にも十分留意する。」を追加していただきたい。また、可能なものは両面コピーでの作成も認められることを確認させていただきたい。	今般の基本指針Ⅱ-3-1-(3)において「事前に求める資料等は必要なものに限定する」と明記されており、仮にも不必要な部数の資料等の提出を求めることのないよう、本基本指針の周知徹底を図りたいと考えております。 また、同(3)ロにおいて、当該資料等が必要とする記載内容等を満たす限り、その様式等は問わないこととしております。 いずれにしても、予め主任検査官とよくご相談、ご確認の上ご対応願います。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国信用金庫協会	II 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (3)事前に資料等を求める際の留意事項 3-2 立入検査中 (4)資料を求める際の留意事項	<p>事前および検査中の提出資料については、原則既存の資料等を活用し、必要とする記載内容等を満たす限り、その様式を問わず受領するなど、一定の改善が図られている。しかし、資料作成にかかる事務負担の大きさを考えると、オフサイトモニタリング提出資料の活用、金融庁と日本銀行との検証データの共有化等、提出資料の削減に向けた更なる合理化を図っていただきたい。</p> <p>また、オフサイトモニタリング提出資料を活用することにより、報告項目が追加されたり、頻繁に様式改正が行われる等、新たな事務負担の増大につながらないようにしていただきたい。</p>	<p>今般の基本指針Ⅱ-3-1-(3)において「監督部局で被検査金融機関より徴求した資料等(オフサイト・モニタリング資料等)の活用に努め」ることが明定されており、その趣旨を徹底します。</p> <p>この中で、必要内容が満たされ、検査遂行に支障がない限り、日本銀行の考査のために作成された資料を、既存資料等として活用することにより、省力化を図ることは可能と思われます。</p> <p>いずれにしても、予め主任検査官とご相談下さい。</p> <p>検査でオフサイト・モニタリング資料を活用することが、直ちに監督部局への報告項目の追加に繋がるとは考えていませんが、ご意見は、今後の行政運営の参考とさせていただきます。</p>
第二地方銀行協会	II 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (4)被検査金融機関に対する重要事項の事前説明等	<p>オンサイトの検証は被検査金融機関の大きな負担となることから、立入検査期間の短縮化に努めていただくとともに、事前説明時において大まかな終了予定時期を示していただきたい。</p>	<p>基本指針Ⅰ-2-(4)において、明らかにしているように、立入検査は、法令に定められた正当な権限の行使ですが、オンサイトの検証は、金融機関に大きな負担等をもたらすおそれがあり、それは、現場において確認すべき必要性が高い事項に焦点を絞り、行う必要があると認識しております。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、基本指針Ⅱ-3-2-(9)イ.を以下のように修正しました。</p> <p>&lt;イ.の最後に下記を追加&gt;</p> <p>①(略)</p> <p>②(略)</p> <p>③ 検査実施に関する要望事項  「なお、主任検査官は、被検査金融機関の求めに応じ、立入終了を見込むことが可能な段階で、その立入終了見込みを示すことができる。」</p>
全国信用金庫協会	II 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (4)被検査金融機関に対する重要事項の事前説明等	<p>立入検査前の重要事項の説明およびその承諾については、検査期間中に認識の不一致が生じないように、書面により行われるという理解でよい。</p>	<p>書面で行います。</p>

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-1 立入検査開始前 (4)被検査金融機関に対する重要事項の事前説明等ハ、	「必要に応じて、被検査金融機関より、経営状況の概要の説明を受ける。」とありますが、「経営状況の概要の説明」について、業界ごとに共通の部分は、説明項目、項目ごとの説明目的、資料の様式、資料ごとの作成要領等を、金融検査時点ではなく、予め業界あてに公表いただきたい。	被検査金融機関から受ける経営状況の概要説明は、円滑な検証の観点から、必要に応じ、経営実態に関する近時の特筆すべき事項等が中心になると想定されます。同説明は、事前に求める資料等や重要事項の事前説明時に合わせて、行われることが多くなると思われませんが、その場合には、必要に応じ、被検査金融機関の既存資料等を活用して頂ければと考えております。
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (1)検査命令書等の提示	無予告で実施する立入検査における身分証明書の提示について、立入時には身分証明書の提示に関する記載が行われているが、立入中、関係人の請求があったときについての記載がなされていない。一方、予告を行う立入検査の場合には、立入中、関係人の請求があったときに身分証明書の提示が定められている。従って、無予告で実施する立入検査について、立入中、関係人の請求があった際の身分証明書の提示についても記載が必要である。	御指摘を踏まえ、無予告で実施する立入検査について、立入中、関係人の請求があった際の身分証明書の提示を行うよう、記載内容を修正致しました。  <修正前> 「また、予告を行う立入検査の場合には、立入中、…」 <修正後> 「また、予告・無予告を問わず、立入中、…」

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (2)内部監査との関係	本項でいう内部監査には、「監査役監査等を含む」とありますが、監査役監査について別項を設けるべきではないでしょうか。	<p>金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みを促進させる等の観点から、監査役等監査が、金融機関の経営の健全性及び適切性の確保全般に重要な役割を担っていること等にかんがみ、基本指針Ⅱ-3-2-(2)では、内部監査機能の有効性の確認においても、監査役等監査の結果を活用しつつ、検証することを明確にするため、以下のとおり修正しました。</p> <p><b>【表題】</b>  &lt;修正前&gt;  「(2)内部監査(監査役監査等を含む。以下同じ。)との関係」  &lt;修正後&gt;  「(2)内部監査・監査役等監査との関係」</p> <p>&lt;注1の前に以下を挿入&gt;  「なお、内部監査機能の有効性を検証するに当たっては、監査役等監査が、経営陣の業務執行(内部監査を含む)に係る監査を通じ、金融機関の経営の健全性及び適切性の確保全般に重要な役割を担っていること、この中で監査役等監査が内部監査と連携を行い、これを活用する場合があること等から、監査役等監査の結果も活用する。」  (注1)内部監査の有効性の確認に当たっては…</p> <p>&lt;注1の2つ目の点に以下を挿入&gt;  (注1)内部監査の有効性の確認に当たっては…  ・ 被検査金融機関における…  「・ 監査役等監査の結果」  ・ 被検査金融機関自らの…</p>

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
新日本監査法人金融サービス部	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (2)内部監査との関係	検査の実施に当たっては、「補強性の原則」を踏まえ、被検査金融機関の内部監査の有効性を十分確認し、内部監査が有効に機能していると認められる項目については、その機能の程度に応じた取扱いをすることにより検査の効率化を図ることとしている。その観点から、「Ⅱ 検査等の実施手続等 3-2(2)内部監査との関係」において、内部監査の有効性等に応じ、被検査金融機関の検査負担の軽重が設けられる方向は望ましい。しかし、「金融検査に関する基本指針」その他の公表資料には、内部監査の有効性の具体的な判断基準が明示されていない。内部監査にある程度依拠して検査を行うとすれば、立入後の早い時期に内部監査の有効性を判断し、依拠する項目・程度を判定する必要があると考えられる。さらに、検査に先立ち、金融機関自ら、または、第三者機関によって内部監査の有効性を評価する場合、その評価の基準が必要になることも考え合わせると、内部監査の有効性を評価する判断基準等を明示することが有用である。	内部監査の有効性の確認に当たっては、基本的には検査マニュアルに沿って検証することとなります(方針等、独立性、専門性、規程等、計画、結果、問題点の是正等)。
新日本監査法人金融サービス部	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (2)内部監査との関係	内部監査および監査役監査の有効性の検証は示されている。しかし、金融機関が、外部監査を積極的に活用し、適切なリスク管理等を行っている場合には、外部監査に依拠し、検査の効率化を図ることが有効であると考えられる。検査の効率化を図るという目的を照らして考えれば、内部監査、監査役監査と外部監査を区別する合理的な理由はないものと考えられる。その点(3)に「必要に応じ、外部監査結果等を活用する」との記述があるが、内部監査・監査役監査と異なり、積極的に検査で活用するとまでは読み取れない。外部監査を活用している実態を勘案し、また、積極的な外部監査の活用を促すために、本項目に、外部監査を加えてはどうか。	基本指針Ⅱ-3-2-(2)における内部監査及び監査役等監査については、金融機関内の監査等の内部管理機能の強化等、金融機関自身の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みを促進させるとの観点から規定しております。なお、同項目(注1)には、内部監査の有効性の確認にあたって、効率的・効果的な検査の観点から、「被検査金融機関自らの内部監査の有効性に対する認識(第三者機関(外部監査を含む。)により内部監査の有効性の評価を受けている場合にはそれに対する被検査金融機関の認識を含む。)」を考慮することを明記しております。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (2)内部監査との関係 イ.ロ.	「以下の点」として示されたイ、ロ、ハのうち、イとロは立入検査中ではなくむしろ立入検査前に把握しておくべきものと考えられるため、タイトル(3-2立入検査中)との関係も考慮し、その旨を明示すべきではないでしょうか。	ここでは、前回検査の結果、監督部局によるオフサイト・モニタリング等により把握している内容等を踏まえ、さらに検査での検証といった一連の流れを整理しているものであることをご理解下さい。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国信用金庫協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (2)内部監査との関係 イ.	前回検査において、当局の査定を受け、債務者区分の決定が行われているような場合においては、企業概要の説明、財務内容の分析、資金使途等の稟議内容の確認等に再び時間を費やすのではなく、前回検査日以降の債務者の業況変化に視点を置くというように、前回検査の結果を踏まえた効率的な検査を行っていただきたい。	債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものであり、特に、中小・零細企業等については、技術力、販売力や成長性、代表者等の収入状況や資産内容等を総合的に勘案し、経営実態を踏まえて判断することとしております。 前回検査以降の債務者の業況変化に視点を置いた検証との要望ですが、債務者の実態を踏まえた判断のためには、取引経緯、業容の変遷や、個々の融資条件の確認等の必要となるケースもあることをご理解願います。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (2)内部監査との関係 ロ.	「以下の点」のロに記載の「内部監査に関わるオフサイト・モニタリングの内容」については、同モニタリングを通じて把握した内部監査の有効性評価に関し、具体的に何をどのように評価されたのか、重要事項の事前説明等の場で開示していただきたい	検査の実施に当たり、前回検査結果や監督部局によるモニタリングの内容等を総合的に勘案し、内部監査の機能の発揮状況を踏まえつつ検証を行うものであり、モニタリングの内容は総合勘案の一つの要素です。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (2)内部監査との関係 ハ.	「以下の点」のハにいう、「立入当初の検証」とは、(注1)に示された「被検査金融機関における内部監査の位置付け…」「被検査金融機関自らの内部監査の有効性に対する認識…」を主な検証事項としているものと理解されますが、そうであれば、より明確にその旨を記載すべきではないでしょうか。	前回検査で把握された問題等に関する、その後の改善状況等、監督部局により実施されるモニタリング等を通じて把握している内容等を踏まえ、さらに、検査において、 ・ 内部監査の機能発揮状況の程度について、内部監査の位置付け、方針・計画、結果、結果に基づく改善状況等の確認 ・ 監査役等監査の結果 ・ 被検査金融機関自らの内部監査の有効性に対する認識などにより、内部監査の機能の発揮状況を確認するということです。 なお、検査の効率的実施の観点から、予告検査では予告段階での事前に求める資料等による検討を踏まえ、できるだけ早い段階で検証範囲を固める必要がある場合もあることから、基本指針Ⅱ-3-1-(2)ハ.を以下のように修正しました。  <修正前> ハ. 立入当初の検証の結果 <修正後> ハ. 検査の過程(立入開始前も含む)における検証

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (2)内部監査との関係 ハ.	検査の効率化を図る際に、有効に機能しているかどうかの判断基準、留意点等を明示いただきたい。 また、内部監査の有効性を確認する項目として、「ハ. 立入当初の検証結果」とあるが、より具体的に明示いただきたい。	内部監査の有効性の確認に当たっては、基本的には検査マニュアルに沿って検証することとなります(方針等、独立性、専門性、規程等、計画、結果、問題点の是正等)。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (2)内部監査との関係	「内部監査の有効性に疑義が認められる場合」、「内部監査の有効性に問題が認められる場合」、「内部監査の有効性に重大な問題が認められる場合」の3つのケースが記載されており、その結果によっては検査の内容・深度等が分かれることとなっていますが、各々について具体的な該当事例を示すことなどにより、明確に記載していただきたい。	金融機関の規模、特性、リスクの状況等により、内部監査の実態は区々であり、内部監査機能の程度と検査の深度の程度等を類型化して示すのは必ずしも適当でないと考えます。 なお、内部監査の機能の発揮状況を検証するに当たっては、留意点としては、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢が構築されているかが重要と考えられます。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (3)会計監査人との意見交換	「また、主任検査官は、検査の必要に応じ、会計監査人に意見交換の申し入れをすることができる」と記載されている一方、被検査金融機関からの申し入れに関する記載はありません。I-3-(2)補強性の原則にある「双方向の議論」重視の趣旨を踏まえると、「被検査金融機関からの申し入れによる会計監査人との意見交換」の実施が認められてもよいのではないのでしょうか。	被検査金融機関からの申し入れについては明示していないものの、被検査金融機関の申し入れにより意見交換を実施することは可能です。なお、意見交換の実施に当たっては、被検査金融機関及び会計監査人の同意を得るものとしております。
全国信用組合中央協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (3)会計監査人との意見交換	会計監査人から意見交換を要請することについての手続き等を明確にしたい。 また、基本指針(案)の中で、「会計監査人から要請があった場合には、被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、日程等を調整のうえ、極力意見交換に応じる。」と示されているが、意見交換に応じられないケースも想定されるのかどうか。応じられない場合のケースとしては、どのような場合があるのか例示していただきたい。	効率的・効果的な検査の実施上、会計監査人からの要請に合った日程で意見交換が行えない場合や、基本指針に規定された「意見交換」の趣旨に合わない事情が認められる場合などを想定しております。 なお、基本指針Ⅱ-3-2-(3)を以下のとおり修正しました。  <修正前> 「会計監査人から要請があった場合には、被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、日程等を調整のうえ、極力意見交換に応じる。」 <修正後> 「会計監査人から要請があった場合には、被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、特段の事情のない限り意見交換に応じる。」
全国信用組合中央協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (3)会計監査人との意見交換	「協同組合による金融事業に関する法律第5条の5(特定信用協同組合等の監査)」による法定監査対象信用組合以外の信用組合が、同条に準じ、公認会計士または、監査法人に会計監査を依頼している場合の当該信用組合の公認会計士または監査法人は、基本指針(案)で示されている会計監査人と同等に主任検査官に対し、意見交換を要請できるものと解するが、そのような理解でよいのか。なお、解釈が違うのであればその理由を明確にしたい。	「協同組合による金融事業に関する法律第5条の5(特定信用協同組合等の監査)」による法定監査対象信用組合以外の信用組合が、同条に準じ、公認会計士または、監査法人に会計監査を依頼している場合の意見交換の取扱いについては貴見のとおり解釈して差し支えありません。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
日本公認会計士協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (3)会計監査人との 意見交換	「会計監査人から要請があった場合には、被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、日程等を調整のうえ、極力意見交換に応じる。」とあるが、この「極力」は削除していただきたい。 【理由】 会計監査人と金融検査官との意見交換は、原案にあるとおり「被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点」からも、また、それが両者の認識を一致させるための重要な手続きであることから、検査官のより積極的な対応を望むものである。	意見交換については、積極的に対応してまいりたいと考えており、ご指摘を踏まえ、基本指針Ⅱ-3-2-(3)を以下のとおり修正しました。 なお、「特段の事情」とは、効率的・効果的な検査の実施上、会計監査人からの要請に合った日程で意見交換が行えない場合や、基本指針に規定された「意見交換」の趣旨に合わない事情が認められる場合などを想定しております。  ＜修正前＞ 「会計監査人から要請があった場合には、被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、日程等を調整のうえ、極力意見交換に応じる。」 ＜修正後＞ 「会計監査人から要請があった場合には、被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、特段の事情のない限り意見交換に応じる。」
新日本監査法人金融サービス部	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (3)会計監査人との 意見交換	「Ⅱ 検査等の実施手続等 3-2(3)会計監査人との意見交換」において、会計監査人から要請があった場合には、極力意見交換に応じる旨の記載がなされている。今回の記載の趣旨は、これまで以上に頻度の高いかつ密度の濃い意見交換を検査当局と会計監査人とで実施するという理解で良いか。	従来実施されてきた意見交換の手続をより明確化したものです。 なお、意見交換については、積極的に対応してまいりたいと考えており、ご指摘を踏まえ、基本指針Ⅱ-3-2-(3)を以下のとおり修正しました。 ＜修正前＞ 「会計監査人から要請があった場合には、被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、日程等を調整のうえ、極力意見交換に応じる。」 ＜修正後＞ 「会計監査人から要請があった場合には、被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、特段の事情のない限り意見交換に応じる。」
新日本監査法人金融サービス部	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (3)会計監査人との 意見交換	会計監査人との意見交換を確実に実施し、深度ある議論をするために、立入開始前の予告を会計監査人にも伝えるべきである。また、被検査金融機関を通じて、検査の進捗状況を会計監査人に随時通知すべきである。関係者にとって有意義な会計監査人との意見交換を行い、被検査金融機関の監査機能等の充実に資するためには、会計監査人が立入検査開始および検査の進行状況を把握していなければならない。現状、そうした実務は定着しているものとも考えられるが、本指針に明示し、確実に履行されることが望ましい。	検査はあくまで、被検査金融機関に対して実施するものであり、これを経ずに直接会計監査人に対して情報交換を行う場合は、基本指針Ⅱ-4-(4)に即して行うこととなります。



提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
新日本監査法人金融サービス部	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (3)会計監査人との 意見交換	検査班によっては、被監査金融機関の会計監査人に対し、直接、会計処理に関するレター等を要求することがあるとのことである。金融検査は、あくまでも金融当局と被検査金融機関が当事者であり、会計監査人は第三者であることを勘案すると、検査官による会計監査人への直接的な当該レター等の要求は、不適切である旨の記載をしてはいかかがか。	検査は、自己責任原則に基づく金融機関自身の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものです。したがって、必要に応じ、会計監査人の見解を求めることはあり得ます。ただし、全て金融機関を経て行われます。
第二地方銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (3)会計監査人との 意見交換 イ.	銀行と外部監査人との間では守秘義務契約を締結していることから、外部監査人に対する検査関係情報の開示に当たっては、事前の承諾を不要としていただきたい。	<p>検査部局は、検査関係情報等について、国家公務員法上の守秘義務を負っています。そこで、検査部局の責任でこれらの情報を管理する必要があります。守秘義務契約を締結している外部監査人に対する検査関係情報の開示であっても、事前の承諾を要することとしたのは、このような検査部局の責任を全うするためであることを御理解下さい。</p> <p>なお、承諾をするか否かに当たっては、当然のことながら、開示の相手が被検査金融機関との間で守秘義務契約を締結し、それが実際に担保される状況となっているかを十分勘案するものです。</p> <p>一般論として申し上げれば、例えば、検査の結果を業務の改善等に反映させる目的で、同目的の達成に必要な範囲に限り閲覧させるなど情報流出のリスクに十分配慮した方法により、専門職業人など厳格な守秘義務が課せられている者に開示するような場合であれば、開示を認める方向で考えることになりません。</p>

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国信用組合中央協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (3)会計監査人との 意見交換 口.	基本指針(案)の中で、「口. 意見交換の実施に先立ち、当該意見交換会の場においては、会計監査人がと被検査金融機関との間での守秘義務が解除されることを確認する。」示されているが、「守秘義務の解除の確認」の手段を明確にしていきたい。	<p>当該意見交換の場における、会計監査人の、金融機関に対する守秘義務の解除の確認については、以下のとおり行います。</p> <p>① 会計監査人と意見交換を行う場合には、検査立入時点に実施する重要事項の説明(Ⅱ3-1(4)イ及び(別紙)4(3)参照)の中で、会計監査人との意見交換の場における会計監査人の守秘義務解除について、金融機関と会計監査人との間で合意して頂くよう、依頼する。</p> <p>② 当該意見交換会の冒頭で、会計監査人及び金融機関に対し、当該意見交換の場における守秘義務が解除されていることを確認する。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、上記手続が明瞭となるよう、基本指針Ⅱ-3-2(3)及び別紙「説明等事項一覧4-(3)を以下のとおり修正しました。</p> <p>指針Ⅱ3-2(3) &lt;修正前&gt; 口. 意見交換の実施に先立ち、当該意見交換の場においては、会計監査人と被検査金融機関との間での守秘義務が解除されることを確認する。</p> <p>&lt;修正後&gt; 口. 意見交換の実施に先立ち、当該意見交換の場における会計監査人と被検査金融機関との間での守秘義務が解除されていることを確認する。</p> <p>別紙 説明等事項一覧4(3) &lt;修正前&gt; (3)会計監査人との意見交換 &lt;修正後&gt; (3)会計監査人との意見交換(会計監査人の金融機関に対する守秘義務解除の合意に係る依頼を含む)</p>
国際銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (3)会計監査人との 意見交換 ハ.	意見交換にあたって被検査金融機関が希望するときは、適当な人数の立会いを認めるとの記述をいれたいと思います。	<p>検査は、あくまでも金融機関に対して行うものですから、被検査金融機関の者が立ち会うことは認められるものと考えております。</p> <p>ただし、意見交換の目的等から、その人数等について、制限する必要が生じる場面も考えられるため、意見交換の場に立ち合わせる被検査金融機関の者の人選・人数については、意見交換の目的等に照らして、主任検査官が判断することとなります。</p>

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (4)資料を求める際の 留意事項	「資料等の提出方法については、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による受け渡し又は提出、検査会場への備え置きによる提出等を含めることを明示していただきたい。」とありますが、電子媒体による受け渡し又は提出には、FDやメールによるデータファイルの提出のほかに、オンライン端末でのデータ参照等を含めることを明示していただきたい。	今般の基本指針Ⅱ-3-2-(4)本文の規定のとおり、必要とする記載内容等を満たし、検査遂行に支障がない限り、その利用は可能です。 いずれにしても、予め主任検査官とよく相談し、ご確認いただくことが肝要です。
全国地方銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (4)資料を求める際の 留意事項	「検査官は…原則、被検査金融機関の既存資料等を活用するが、既存資料等以外の資料等求める際には、…主任検査官の承認の下でこれを行う。」とあるが、被検査金融機関とも協議したうえで決定するとしていただきたい。 【理由】 基本原則「(2)補強性の原則」において「双方向の議論」を重視するとしており、既存資料等以外の資料を求める際も、この考え方に立つべきではないか。	今般の基本指針は、金融機関に資料等の提出を求める場合は、検査効率や双方の事務負担に十分配慮することとしており、この趣旨を徹底していくことで、対応したいと考えております。 いずれにしても、金融機関において資料等の作成、提出が困難、あるいは期限内提出が困難といった場合には、前広に主任検査官と十分相談していただくことが肝要です。 なお、基本指針Ⅱ-3-2-(9)イ.では、立入中、金融機関の事情や要望等について双方向の情報・意見交換を行うこととしているところです。
生命保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (4)資料を求める際の 留意事項	提出期限の設定に当たっては、被検査金融機関等の対応能力や事務負担に配慮する」とされておりますが、三段表の作成に関しても、回答・押印期限を翌日ではなく、最低限でも中1日程度あける等の運営をお願いしたい。 【理由】 内容によっては、今後の対応策等を検討するための時間を一定要するものもあるため。	今般の基本指針Ⅱ-3-2-(4)の趣旨を徹底することで対応していきたい。 いずれにしても、金融機関において資料等の期限内提出が困難といった場合には、遠慮なく前広に主任検査官と相談していただくことが肝要です。 なお、基本指針Ⅱ-3-2-(9)イ.では、立入中、金融機関の要望等について双方向の情報・意見交換を行うこととしているところです。
国際銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (4)資料を求める際の 留意事項	金融庁の他の部局にすでに提出済みの資料については、当該部局から入手するようし、改めて被検査機関に提出を求めることのないようにご配慮いただくよう要望いたします。また、資料の基準日については、できる限り定期的な報告等の基準日にあわせていただきたいと考えます。資料、回答書の提出期限については、極端な残業や休日出勤を行わないと達成できないようなものにならないよう十分配慮し、被検査機関と協議のうえ決定するべきであると考えます。	今般の基本指針Ⅱ-3-2-(3)本文規定の趣旨に基づき、監督部局への提出済み資料(オフサイト・モニタリング資料等)の一層の活用を図り、双方の負担軽減に努めたい。ただし、検査の効率化等の観点から、当該資料の検査会場備え置きをお願いすることはあり得るので、その際はご協力いただきたい。 また、金融機関に資料等の提出を求める場合は、基本指針Ⅱ-3-2-(4)の趣旨の徹底を図り、双方の事務負担の一層の軽減に努めて参ります。 いずれにしても、基本指針Ⅱ-3-2-(9)イ.の規定にもあるとおり、金融機関の要望等については、双方向の情報・意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、予め主任検査官にご相談下さい。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (5)検証 (6)実地調査	(5)検証と(6)実地調査は並列の記載ですが、(6)は(5)に含まれ、(5)の記載内容はすべて(6)にも適用があると考えてよいでしょうか。例えば(5)口における書面の利用は、(6)でも同様と考えてよいかを確認させていただきたい。	(6)は(4)、(5)と重複する部分がありますが、必ずしも(6)が(5)に含まれるというわけではありません。 (6)において、(5)口.のような場合には、書面を利用することとなります。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国地方銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (5) 検証	被検査金融機関との間における「双方向の議論」が重要であるとされているが、とくに重要な視点であり、運用の徹底をお願いしたい。	「双方向の議論」については、今後ともその徹底を図ってまいります。
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (5) 検証	被検査金融機関との間における「双方向の議論」が重要であるとされているが、特に重要な視点であり、運用の徹底をお願いしたい。  また、前年度の全検査結果から抽出された主な検証ポイントを毎年の検査基本方針に併せて公表し、次回の金融検査マニュアル更新時に反映いただきたい。	「双方向の議論」については、今後ともその徹底を図ってまいります。  検査基本方針については、従前から検査結果を踏まえ策定しているところです。また、金融検査マニュアルのチェック項目については、必要に応じ適宜改訂を行っていく予定です。
国際銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (5) 検証	検査における検証は、客観的な資料及び客観的事実に関する当事者の自発的証言によるべきであり、被検査機関の現場の役職員に事実の評価(ある行為又は状態が適切なものであるか否かについての評価やある行為が法律上どのように整理されるべきかについての解釈等)を強いる、いわば非を認めることを強要するような手法はとるべきでないことを基本指針において明確にすべきであると考えます。  基本指針においては、たとえば検査の現場における二段表、三段表に関するやり取りにおいて、被検査機関に対して検査官の意見に同意することを強いたり、被検査機関に有利な事情の記述を拒否するようなことは慎むべきであることを明確にすべきと考えます。 また、事実の確認や十分な説明の機会を与えることなく三段表を発出する実務が最近散見されますが、このようなやり方も改めていただきたいと思えます。	検査における検証は、本基本指針Ⅰ-2-(2)のとおり、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで金融機関の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを経たものである必要があります。 したがって、こうした作業の中で、被検査金融機関の役職員に対し、事実の評価を求めることもあり得ます。  基本指針Ⅰにおいて、「双方向の議論」を重視するとともに、検査官の行動規範を規定しています。さらに、立入検査中の検証にあたっては「双方向の議論」の重要性を再度規定(基本指針Ⅱ-3-2-(5)イ)しています。 なお、仮に、検査期間中の検査官の対応等についてご意見がある場合は、検査モニター等を活用してください。
国際銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (5) 検証	基本指針においては、金融機関との「双方向の議論」の重要性が揚げられております。具体的な問題点に限らず、金融機関の経営全般、あるべきリスク管理・内部管理の姿についてフランクな対話を行い、その後の経営の参考になるような議論がなされることを期待いたします。	検査は、必要な範囲で行うものであり、経営全般の全てについてフランクな対話が成立するとは限りませんが、必要な範囲については、「双方向の議論」の徹底を図ってまいります。 ただし、基本指針Ⅱ-3-2-(5)ニ.にあるとおり、「将来の融資判断等に関与したり、今後の一定の経営判断や行為を求める」指摘は行いません。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
国際銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (5) 検証	法令違反等重大な指摘を行う場合には、事前に検査局総務課に照会を行うとされていますが、前述したとおり、検査局総務課は監督局に当該金融機関の法令解釈についての監督部局のアドバイスについて必ず照会を行い、法令解釈が検査局と監督局で不統一という事態のないようにすべきです。	法令違反等重大な指摘を行う場合に事前に検査局総務課に照会を行うとした趣旨は、法令解釈についての不統一を防止することにあります。本基本指針において明らかにしているとおり、検査部局としての最終結論は、検査結果通知であり、これに関しては、その後、金融機関から監督部局に、法令に基づき報告書が提出され、監督部局により、フォローアップされることとなっています。 なお、従来より、法令解釈の不統一を防止するために必要性があれば、総務企画局・監督局への照会を行うなどして対応しているところですが、今後ともこうした対応を行っていきたいと考えております。
全国地方銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (6) 実地調査	閲覧を求めた原資料等を、実地調査を行う施設等以外に持ち出す場合には、管理簿などで適切に管理するとあるが、持ち出しに際しては、被検査金融機関の承諾も得るような体制が必要と考える。	実地調査自体が承諾を得ることを前提としており、資料の持ち出しもこれに含まれると考えております。 なお、資料の管理簿は、金融機関と検査官双方において確認することを前提としております。
全国信用金庫協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (6) 実地調査	実地調査の実施において、閲覧を求めた原資料等を、実地調査対象施設から持ち出す場合には、管理簿などで適切に管理するとされているが、被検査金融機関に対しては、持ち出す資料についての預り証等が発行されると理解してよいか。	資料の管理簿では、金融機関と検査官双方において確認することを前提としております。 なお、実際の検査現場においては、管理簿のコピーを交付する等して、双方における資料の管理を徹底することを予定しております。
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (6) 実地調査	「実地調査の実施に当たっては、検査が被検査金融機関の任意の協力に基づくものであることに留意し」とあるが、あえて「任意の」を記載している根拠を示していただきたい。 また、閲覧を求めた原資料等を、実地調査を行う施設等以外に持ち出す場合には、管理簿などで適切に管理するとあるが、持ち出しに際しては、被検査金融機関と持ち出し書類の確認を行う体制が必要である。	検査は、法的な性格において、金融機関の協力を前提とするという意味で「任意」のものであることから、そのことを記載したに過ぎません。 資料の持ち出しについては、資料の管理簿では、金融機関と検査官双方において確認することを前提としております。 なお、実際の検査現場においては、管理簿のコピーを交付する等して、双方における資料の管理を徹底することを予定しております。
国際銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (6) 実地調査	ここにいう実地調査がどのような状況において行われるかが明らかではありません。実地調査とは、立入検査期間中に検査官が検査会場から被検査金融機関の役職員が現に業務を行っている施設等に赴いて行う調査をいうのであって、立入検査中でない金融機関に、無予告で検査官が訪れて調査を行うことをいうのではないと理解して差し支えないのでしょうか。	当該規定は、検査の予告・無予告を問わず、適用するものです。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (7)立入検査終了 手続(エグジット・ミ ーティング) ハ.	「そのうえで、主任検査官より立入を通じて把握した問題点等を伝達し、… …… この確認に当たっては、原則として、書面を利用しつつ、明確化を図 る。」とありますが、エグジット・ミーティングに関する書面の交付は、原則 として、席上配布ではなく、前日までに配布することを明記していただきたい。	基本指針Ⅱ-3-2-(5)ロにあるとおり、立入中の検証に おいては、被検査金融機関に対する指摘及びそれに対する被 検査金融機関の認識の明確化を図るため、書面を利用して行 うこととしております。本件は、エグジット・ミーティングの直前ま で実施してきた、こうした主任検査官と経営陣の双方向のやりと りに基づいて、主任検査官が、エグジット・ミーティングで総括し て問題点等を伝達するに当たり、原則として伝達する項目を書 面(レジュメ等)を用いて明確化する趣旨です。 エグジット・ミーティングは、それまでの議論を踏まえた最終 段階で行われる性格上、書面の交付が席上となる場合がある ことはご理解願います。
西川綜合法律事務所	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (9) その他の留意 事項 ハ.	検査官と被検査金融機関職員の間においては、しばしば法令に絡む議 論がなされるが、かかる議論の場においては、しばしば法令に絡む議論 がなされるが、かかる議論の場においては、法律の専門家を介在させる べきである。検査官および被検査金融機関があらゆる法律、規制等を理 解・把握することは容易ではないことからすれば、弁護士等の法律の専門 家を介在させるべきである。検査官および被検査金融機関があらゆる法 律、規制等を理解・把握することは容易ではないことからすれば、弁護士 等の法律専門家を利用することにより検査の効率化を図り、同時に検査 の透明性・公正性をもたらすように思われる。また、被検査金融機関が検 査部局の指摘に対し、適正かつ迅速に法律に基づいた対応ができるよ う、検査手続全般に法律専門家を参画させるべきである。これらの法律専 門家に厳格な守秘義務を課することは勿論のことである。	検査はあくまで、金融機関自身のコンプライアンス態勢を検 証することが目的であり、被検査金融機関に対して実施するも のであるため、被検査金融機関の者と議論等を行うことが必要 です。もっとも、被検査金融機関からの申出による立入検査へ の弁護士等の第三者の立会いについては、主任検査官が「特 段の事情」があると判断した場合には、これを認めることとして います(基本指針Ⅱ 3-2(9)ハ。 )。「特段の事情」がある場 合とは、例えば、法律、会計、不動産評価等の高度に専門的な 問題点について、特に検査官と被検査金融機関の認識が一致 しておらず、被検査金融機関の担当者からの説明のみでは効 率的な検査が実施できないような場合が想定されます。 また、被検査金融機関は、立入終了前であれば、主任検査 官の事前の承諾を得れば、外部の弁護士と協議を行うことも可 能です(基本指針Ⅱ-4-(4))。
全国地方銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (9) その他の留意 事項 ハ.	基本指針(案)では、「被検査金融機関からの申出による立入検査への 第三者立会いについては、特段の事情があると主任検査官が判断する場 合を除き、これを認めない。」と規定しているが、「第三者立会い」とは、ど ういった場合を想定しているのか、また「第三者」とはどのような立場に立 つ者か、その定義を明確にしていきたい。	「第三者」とは、検査部局及び被検査金融機関以外全ての者で す。 「第三者立会い」とは、「第三者」が金融検査に立会い、同席す ることです。
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (9) その他の留意 事項 ハ.	「被検査金融機関からの申出による立入検査への第三者立会いについ ては、特段の事情があると主任検査官が判断する場合を除き、これを認め ない。」と規定しているが、「第三者立会い」とは、どのような場合 を想定しているのか、また、「第三者」とは、銀行の利益を代表して発言 を行うどのような立場に立つ者か、その定義を明確にしていきたい。	「第三者」とは、検査部局及び被検査金融機関以外全ての者で す。 「第三者立会い」とは、「第三者」が金融検査に立会い、同席す ることです。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
国際銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (9) その他の留意 事項 ハ.	立入検査への第三者立会いは、特段の事情のある場合を除き認めないとされていますが、たとえば法令解釈について検査官と被検査金融機関の見解に違いがあり、被検査金融機関が自己の立場を説明するため専門的な法律知識を必要とするケースの場合等には、適正手続の理念に基づき、外部の弁護士の立会を認めるべきであり、特段の事情の有無の判断について柔軟な対応をお願いしたいと存じます	検査はあくまで、金融機関自身のコンプライアンス態勢を検証することが目的であり、被検査金融機関に対して実施するものであるため、被検査金融機関の者と議論等を行うことが必要です。もっとも、被検査金融機関からの申出による立入検査への弁護士等の第三者の立会については、主任検査官が「特段の事情」があると判断した場合には、これを認めることとしております(基本指針Ⅱ 3-2(9)ハ.)。これが認められる「特段の事情」がある場合とは、例えば、法律、会計、不動産評価等の高度に専門的な問題点について、特に検査官と被検査金融機関の認識が一致しておらず、被検査金融機関の担当者からの説明のみでは効率的な検査が実施できないような場合が想定されます。 また、被検査金融機関は、立入終了前であれば、主任検査官の事前の承諾を得れば、外部の弁護士と協議を行うことも可能です(基本指針Ⅱ-4-4)。
個人(大学院助 教授)	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (9) その他の留意 事項 ハ.	今回の基本指針案におきましては、立会検査中における会計監査人の活用が規定されておりますが、これでは不十分であり、①活用する第三者の範囲を会計監査人に限定せず、弁護士等にも拡充すべきこと、②専門家の立会いを求めることができる権利を被検査金融機関にも認めるべきこと、の2点で、上記の活用の方針を拡充すべきであると思われまます。 通常の業務において金融機関がアドバイスを受けるのは会計監査人に限られず、弁護士等のその他の専門家のアドバイスも受けております。また、検査の対象は会計上の問題に限られず、各種法令の解釈が問題になることも多いと思われまます。これらの点を考えますと、活用する専門家を会計監査人に限定するのは適当ではなく不十分なものと思われまます。 被検査金融機関から希望があった場合には同席を認める旨を、むしろ積極的に知らしめるべきであると思われまます。	検査はあくまで、金融機関自身のコンプライアンス態勢を検証することが目的であり、被検査金融機関に対して実施するものであるため、被検査金融機関の者と議論等を行うことが必要です。もっとも、被検査金融機関からの申出による立入検査への弁護士等の第三者の立会については、主任検査官が「特段の事情」があると判断した場合には、これを認めることとしております(基本指針Ⅱ 3-2(9)ハ.)。これが認められる「特段の事情」がある場合とは、例えば、法律、会計、不動産評価等の高度に専門的な問題点について、特に検査官と被検査金融機関の認識が一致しておらず、被検査金融機関の担当者の説明のみでは効率的な検査が実施できないような場合が想定されます。 また、被検査金融機関は、立入終了前であれば、主任検査官の事前の承諾を得れば、外部の弁護士と協議を行うことも可能です(基本指針Ⅱ-4-4)。 なお、会計監査人においても、その同席を認めるのは、上記「特段の事情」によります。
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (9) その他の留意 事項 ニ.	就業時間外の質問等について「原則として就業時間内に行うが、やむを得ず主任検査官が必要と判断した場合であって、相手方の理解を得た場合は、この限りではない」とあるが、形骸化を防ぐため、(金融機関側の事情で就業時間外となる場合を除き)都度書面にて金融機関の理解を得る形としていただきたい。	就業時間外の質問等の取扱いについては、基本指針Ⅱ-3-2-(9)イ.の双方向の情報・意見交換の中でご相談下さい。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
西川綜合法律事務所	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (10)検査モニター	<p>平成14年7月31日付金融庁検査局『「意見申出制度」及び「検査モニター」のより一層の周知について』は、オフサイト検査モニターの意見提出期間は「立入検査開始から検査結果通知後10日以内」としているところ、基本指針(案)は、オフサイト検査モニター制度は、「検査終了後(検査結果通知後)に、被検査金融機関から電子メール等に意見を聴取する」としている。これはすなわち、オフサイト検査モニター制度の意見提出期間が基本指針(案)によって検査終了後(検査結果通知後)に限定されるよう今回変更されているとの理解でよろしいか。</p> <p>上記の理解が正しいとすると、意見の提出は検査終了後(検査結果通知後)に限られ、被検査金融機関が検査に関して常時意見を提出できなくなることになる。このような場合、被検査金融機関は検査中に検査の効率的な実施のための提言をもすることができなくなるため、検査の効率的な実施という観点からは、新しい制度は現行の制度より後退すると思われるが、いかがお考えか。</p>	<p>今回の改正は、現行のオフサイト検査モニターについては利用実績がないことから、この改善を図るために、現行制度に加え、新制度(検査終了時にアンケート方式(検査結果通知書の内容を含む))を導入したものです。</p> <p>ご指摘の提出期間は、新制度の提出期間を示したものであることから、基本指針Ⅱ-3-2-(10)を以下のように修正しました。</p> <p>&lt;修正前&gt; 「・・・オンサイト検査モニターを補完するものとして、検査終了後(検査結果通知後)に、被検査金融機関から・・・」</p> <p>&lt;修正後&gt; 「・・・オンサイト検査モニターを補完するものとして、被検査金融機関から・・・」</p>
生命保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-2 立入検査中 (10)検査モニター	「必要に応じ、検査局・財務局幹部が被検査金融機関より直接、意見を聴取する」中、「必要に応じ」を削除し、オンサイト検査モニターを原則として必ず実施していただきたい。	オンサイト検査モニターについて、実施の有無・時期について、希望制を導入します。
生命保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-3 立入検査終了後 (1)意見申出制度	意見申出制度に基づく申出書の提出期限は、「原則として立入検査終了後3日以内(土日祝日を除く)。但し、提出期限延長の申出があれば5日を限度として延長できる。」こととされているが、運用改善項目として、意見申出制度を利用するか否かを検討する期間が必要なことから、特に延長の申出を要することなく、提出期限を1週間程度に延長することを検討いただきたい。	意見申出制度は立入検査の場において、検査班と被検査金融機関の間において十分な議論を行っても、なお、認識の一致に至らなかった事項を対象としているものであり、新たな論拠等による主張の場ではないことから、現行の規定としております。
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-3 立入検査終了後 (1)意見申出制度	意見申出は金融機関が書面にて行うものであり、審理会の審理結果およびその判断根拠を意見申出金融機関に対して書面にて通知いただきたい。	基本指針Ⅱ-3-3-(2)において、「意見申出に関する審理結果がある場合にはその結論等を十分に踏まえ、検査結果通知書を作成し、被検査金融機関に交付する」ことを明記しております。
西川綜合法律事務所	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-3 立入検査終了後 (2)検査結果通知書の交付	「意見申出制度に関する審理結果がある場合には、その結論を十分に踏まえ、検査結果通知書を作成」とするが、検査結果通知書の作成が、意見申出に関する審理結果を「十分に踏まえ」た上でなされたか否かについて検証できるよう、審理結果を被検査金融機関に対して開示するのみならず、具体的にどのようにして審理結果を「十分に踏まえ」たのかについても、被検査金融機関に対して開示することが、手続の透明性を図る目的を有する意見申出審理会の実効性を確保するためには、必要であり、これらの点についても基本指針で明確化すべきである。	同上



提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 3-3 立入検査終了後 (2)検査結果通知書の交付	「検査結果通知書の交付は、原則として、立入終了後、概ね3ヶ月以内を目処に行う」とあるが、当局としての正式な検査結果を早期に認識することが望ましいことから、「原則3ヶ月以内」としていただきたい。	検査結果通知書の交付までの期間は、被検査金融機関の予測可能性を高める観点から設定したものです。検査結果通知書の交付は、早期に行うことが重要と考えており、可能な限り速やかに行うよう、努めていきたいと考えております。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 4 情報管理	情報管理として、検査情報は不開示とし、被検査金融機関についても検査関係情報等を第三者に開示してはならない旨が規定されていますが、金融改革プログラムでは「検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実」として業界団体との意見交換会等の場を活用して留意事項を金融機関にフィードバックしたり、指摘事例集を作成・公表される予定であり、これは内部統制システムの強化を図るにあたり非常に有効であると考えている。個別金融機関を特定できない形では、検査情報を活用することを規定する必要がないか検討いただきたい。	個別検査等内容に係る情報については基本指針Ⅱ-4-(1)に掲げた理由により開示しないこととしております。この不開示理由に該当しない、個別性を排除した、多くの金融機関に共通する留意事項等については、金融改革プログラム等を踏まえ、金融機関にフィードバックしていくこととしております。
日本損害保険協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 4 情報管理 (1)個別検査等内容の不開示理由	「事前の承諾」は、どのような判断基準で行われるのでしょうか。 例えば、守秘義務を負う専門職業人への相談や、同一企業グループ内の情報の共有はどのような場合に認められるのでしょうか。	「事前の承諾」については、個別事例に応じて、開示の要請(開示の目的、方法、対象者等)と検査関係情報の秘匿の要請を比較衡量して判断することになります。 一般論として申し上げれば、例えば、検査の結果を業務の改善等に反映させる目的で、同目的の達成に必要な範囲に限り閲覧させるなど情報流出のリスクに十分配慮した方法により、専門職業人など厳格な守秘義務が課せられている者に開示するような場合であれば、開示を認める方向で考えることとなります。
金融イノベーション会議	Ⅱ 検査等の実施 手続等 4 情報管理 (4)検査関係情報及び検査結果通知書の内容の取扱い	金融検査の過程で、被検査金融機関が、専門知識を持つ外部の第三者に対し、現状を説明し、その助言を受けることは、被検査金融機関の正当な権利であり、また、専門知識を持つ第三者が被検査金融機関の依頼に基づき、適切な助言を為すことは、検査当局においても、検査の実効性を確保する上で不可欠なものと考えます。 この点に関し、法令に基づき業務を執行する検査当局が、その権利を否定すべき理由はないと考えております。 したがって、左記該当箇所を下記のように修正していただきたい。  検査関係情報及び検査結果通知書は、「検査当局の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、検査当局の責任でこれらの管理を行う必要があるため、正式な守秘義務契約を締結した上で、弁護士やアドバイザーなどの第三者に助言を求めるなどの場合を除いては、検査当局の事前承諾を求める。	検査当局は、検査関係情報等について、国家公務員法上の守秘義務を負っており、検査当局の責任でこれらの情報を管理する必要があるところです。守秘義務契約を締結している弁護士やアドバイザーに対する検査関係情報の開示であっても、事前の承諾を要することとしたのは、このような検査当局の責任を全うするためであることを御理解下さい。 なお、承諾をするか否かに当たっては、個別事例に応じて、開示の要請(開示の目的、方法、対象者等)と検査関係情報の秘匿の要請を比較衡量して判断することになります。 一般論として申し上げれば、例えば、検査の結果を業務の改善等に反映させる目的で、同目的の達成に必要な範囲に限り閲覧させるなど情報流出のリスクに十分配慮した方法により、専門職業人など厳格な守秘義務が課せられている者に開示するような場合であれば、開示を認める方向で考えることとなります。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国信用組合中央協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 4 情報管理 (4) 検査関係情報 及び検査結果通知 書の内容の取扱い	「検査関係情報及び検査結果通知書の内容」は守秘義務の対象となっている情報として第三者に開示してはならないこととなっているが、自信用組合の監査法人及び顧問弁護士については、第三者に該当しないことを明確にしていきたい。	監査法人や顧問弁護士も「第三者」に該当するものです。 検査部局は、検査関係情報等について、国家公務員法上の守秘義務を負っており、検査部局の責任でこれらの情報を管理する必要があるところです。法律上守秘義務を負う監査法人や顧問弁護士に対する検査関係情報の開示であっても、事前の承諾を要することとしたのは、このような検査部局の責任を全うするためであることを御理解下さい。 なお、承諾をするか否かに当たっては、個別事例に応じて、開示の要請(開示の目的、方法、対象者等)と検査関係情報の秘匿の要請を比較衡量して判断することになります。 一般論として申し上げれば、例えば、検査の結果を業務の改善等に反映させる目的で、同目的の達成に必要な範囲に限り閲覧させるなど情報流出のリスクに十分配慮した方法により、専門職業人など厳格な守秘義務を課せられている者に開示するような場合であれば、開示を認める方向で考えることとなります。
全国信用金庫協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 4 情報管理 (4) 検査関係情報 及び検査結果通知 書の内容の取扱い	被検査金融機関は、当局の事前の承諾なしには検査関係情報や検査結果通知書について第三者に開示することができないため、意見相違項目について弁護士等の第三者の判断を参考にすることが難しい。したがって、特定の第三者への開示については、的確かつ効果的な検査の実施といった観点から、弾力的な運用をお願いしたい。	検査部局としても、事前の承諾については、効率的かつ効果的な検査の実施という要請を踏まえた運用に取り組んでいく所存です。
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 4 情報管理 (4) 検査関係情報 及び検査結果通知 書の内容の取扱い	会計監査人等に対して、検査関係情報及び検査結果通知書の内容を開示する必要が生じるが、会計監査人等については、法令等において守秘義務が課されているほか、通常、守秘義務条項が記載された契約を締結しており、実務的な負担を軽減するためにも、包括的な事前承諾の許容を検討願いたい。	検査部局は、検査関係情報等について、国家公務員法上の守秘義務を負っている。そこで、検査部局の責任でこれらの情報を管理する必要があるところです。法律上守秘義務を負う監査法人や顧問弁護士に対する検査関係情報の開示であっても、事前の承諾を要することとしたのは、このような検査部局の責任を全うするためであることを御理解下さい。 なお、検査部局としても、事前の承諾については、効率的かつ効果的な検査の実施という要請を踏まえた運用に取り組んでいく所存です。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
国際銀行協会	<p>Ⅱ 検査等の実施            手続等            4 情報管理            (4) 検査関係情報            及び検査結果通知            書の内容の取扱い</p>	<p>被検査機関は主任検査官又は検査局審査課長の事前の承諾なく、検査・監督部局又は被検査金融機関以外の第三者に検査関係情報を開示してはならないこととされています。外資系金融機関の経営を管理する本支店又は親会社がここでいう第三者に含まれないことを明確にしたいと存じます。また、被検査金融機関が守秘義務契約を締結した上で検査対応に係るサービスの提供を受けている法律事務所、会計監査人、コンサルタント等は、第三者に該当しないか又は第三者に該当したとしてもこれらの者への検査情報の開示については問題がないことを明確にしたいと存じます。</p>	<p>ご指摘の一部を踏まえ、「主任検査官等の事前の承諾なく検査関係情報等を第三者に開示してならない旨説明し、この旨の承諾を得る」に関し基本指針Ⅱ-4-(4)を以下のように修正しました。</p> <p>&lt;(注1)の後に以下を追加&gt;  「(注2)ここでいう「第三者」には、被検査金融機関の経営全般を管理する立場にある持株会社(銀行法第2条に規定する銀行持株会社及び保険業法第2条に規定する保険持株会社)及び海外本店等(外資系金融機関の場合)のうち、所定の様式の承諾書を事前に検査局に提出している者は、原則として含まれない。」</p> <p>したがって、外資系金融機関の経営を管理する親会社についても、上記追加の(注2)の中の持株会社と同等の機能を持つものであれば、第三者には原則として含まれないこととなります。</p> <p>他方、法律事務所、会計監査人、コンサルタント等は、「第三者」に該当します。</p> <p>検査部局は、検査関係情報等について、国家公務員法上の守秘義務を負っています。そこで、検査部局の責任でこれらの情報を管理する必要があります。「第三者」への検査関係情報の開示につき、事前の承諾を要することとしたのは、このような検査部局の責任を全うするためであることを御理解下さい。</p> <p>なお、承諾をするか否かに当たっては、個別事例に応じて、開示の要請(開示の目的、方法、対象者等)と検査関係情報の秘匿の要請を比較衡量して判断することとなります。</p> <p>一般論として申し上げれば、例えば、検査の結果を業務の改善等に反映させる目的で、同目的の達成に必要な範囲に限り閲覧させるなど情報流出のリスクに十分配慮した方法により、専門職業人など厳格な守秘義務を課せられている者に開示するような場合であれば、開示を認める方向で考えることとなります。</p> <p>また、検査部局としても、事前の承諾については、効率的かつ効果的な検査の実施という要請を踏まえた運用に取り組んでいく所存です。</p>

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
全国地方銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 5 その他 (2)日本銀行との連携	検査等の実施に当たっては、日本銀行が実施する審査との間で、適切な連携の確保に十分配慮するとあるが、具体的に何を連携するのか明示してほしい(例えば、検査、審査の実施時期については、被検査金融機関の実務負担を踏まえ、両者が近接しないよう十分に配慮いただきたい)。 検査・審査の効率性・実効性向上、被検査金融機関の事務負担軽減等の観点から、日本銀行との連携は非常に重要であり、オンサイトにおける検査基準の共通化が必要と考える。	金融庁の検査と日本銀行の審査に関しては、各々の業務目的の差異等を踏まえつつ、以下について連携を図ってまいります。 ① 検査、審査の実施時期や対象決算期がなるべく重複しないように調整。 ② 主要な検証項目における着眼点について両者で意見交換等 なお、日本銀行に提出する資料との間における様式等の統一等に関しては、基本指針Ⅱ-3-2-(4)口。(提出に当たって様式を問わない)に規定されているとおりです。
第二地方銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 5 その他 (2)日本銀行との連携	日本銀行が実施する審査との間の適切な連携の確保については、どのような連携を行うのかを、資料の様式の統一等も含め、具体的に明示していただきたい。	同上
全国銀行協会	Ⅱ 検査等の実施 手続等 5 その他 (2)日本銀行との連携	「検査等の実施に当たっては、日本銀行が実施する審査との間で、適切な連携の確保に十分配慮する」とあるが、具体的に何を連携するのか明示して欲しい。	同上
日本損害保険協会	「金融検査に関する基本指針(案)」の概要 金融検査の実施手続(基本的な流れ)	おおまかな時系列の流れを示していただきたい。「金融検査の実施手続(基本的な流れ)」では、内部監査の有効性確認、会計監査人との意見交換などが行われた後に実地調査が予定されているように読めますが、例えば「概ね〇～〇週間後」といった記載ができないでしょうか。	被検査金融機関の経営実態等に照らして、各検査毎に区々であるため、大まかな時系列の流れを示すことは、困難であると考えます。 なお、基本指針Ⅱ-3-2-(6)に規定しているように、実地調査は、被検査金融機関の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために、必要に応じて実施するものです。
日本損害保険協会	「金融検査に関する基本指針(案)」の概要 金融検査の実施手続(基本的な流れ)	フロー図と基本指針(案)との間において、内部監査の有効性確認の位置付けに齟齬があるのではないのでしょうか。したがってこの点を明確にしていきたい。 【理由】 フロー図において、「立入開始」⇒「内部監査の有効性確認」⇒「資料等の求め」⇒「検証」となっており、内部監査の有効性確認というステップが資料等の求めや検証の前に実施されると読めます。一方、基本指針(案)(10 ページ)では、立入当初の検証の結果などにより内部監査の有効性を十分確認するとあり、立入開始後ある程度検証が進んだ後に内部監査の有効性確認を行うと読めます。	フロー図は、検査のおおよその流れを分かりやすくイメージできるように作成しているにすぎず、検査官は、あくまでも「金融検査に関する基本指針」に基づき、検査等を実施します。なお、検査の効率的実施の観点から、予告検査では予告段階での事前を求める資料等による検討を踏まえ、できるだけ早い段階で検証範囲を固める必要がある場合もあることから、内部監査の有効性確認に関して、フロー図を修正しております。(金融庁ホームページ:「金融検査に関する基本指針について(本日公表)」中の金融検査に関する基本指針(概要)参照)

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
日本損害保険協会	別紙1「金融検査に関する基本指針(案)」の策定について (2)②金融機関の内部監査の活用方法の明示	「金融機関の内部監査の活用方法の明示」とありますが、「基本指針」に活用方法を明示すべきではないでしょうか。	内部監査が有効に機能していると認められる項目については、内部監査の機能の程度に応じ、例えば、実地調査、自己査定の検証に当たっての抽出範囲等の取扱いについて、検査の効率化を図る旨明示しております。ただし、有効性に疑義が認められる場合には、被検査金融機関の健全性全般に対する重点的な検査に努めるものです。
西川綜合法律事務所	別紙2「17事務年度からの検査上の運用改善」 2. 検査モニター制度の改善	新しいヒアリング項目が明らかにされていないため、改善効果については検証できないものとなっている。	本日、検査モニター制度の運用改善について、別途、公表しております。(金融庁ホームページ:「平成17事務年度より実施する検査上の運用改善について(本日公表)」参照)
全国銀行協会	別紙2「17事務年度からの検査上の運用改善」 2. 検査モニター制度の改善	検査モニター制度の実効性を確保するためには、検査官と面談した職員から意見聴取することも必要だが、電子メール等により意見を受け付けるオフサイト検査モニターだけではなく、オンサイト検査モニターの一つとして、検査官と面談した職員に対するアンケート実施も検討願いたい。	オンサイト検査モニターでは、被検査金融機関の経営陣と面談しているところですが、その際には、検査官と面談した職員の問題意識等を金融機関自らがアンケートを実施するなどして、職員の問題意識についても、忌憚無くお聞かせ願います。
西川綜合法律事務所	別紙2「17事務年度からの検査上の運用改善」 2. 意見申出制度の運用改善 ①	意見申出制度の中立性・公平性のほか、検査に対する更なる信頼性の向上を図る観点から、意見申出制度の改善策の一つとして、「意見申出の審理を行う意見申出審理会のメンバーに外部の有識者を登用」することを挙げている。しかしながら、基本指針(案)はⅡ-3-3-(1)においては、「意見申出審理会は立入を行った検査官以外の職員で構成」と記載するに留まり、当該構成メンバーに外部の有識者が登用されるのが明記されていない。また、当該構成メンバーに外部の有識者が登用されたとしても、当該構成メンバーに金融庁側の職員が加わるのであれば、たとえ当該職員が立入を行った検査官以外の職員であったとしても、意見申出制度の中立性・公平性を図る、または当該審理会を専門的・中立的立場(上記Ⅱ-3-3-(1)参照)におくための改善策としては不十分であると考えられる。意見申出審理会は、その実効性確保のためには、金融庁側および被検査金融機関から独立を保つことが必要である。この観点からは、当該審理会には、外部の有識者が登用されることを基本指針にて明確化すべきであり、更にその構成メンバーは外部の有識者のみから成る様意見申出制度の運用を改善し、その旨についても基本指針にて明確化すべきである。	ご指摘を踏まえ、基本指針Ⅱ-3-3-(1)を以下のとおり修正しました。  <修正前> 意見申出審理会は、立入を行った検査官以外の職員等で構成し、当該意見相違項目について専門的・中立的立場から審理を行う。 <修正後> 意見申出審理会は、立入を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家で構成し、当該意見相違項目について専門的・中立的立場から審理を行う。  また、意見申出制度は、金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的としております。このため、意見相違となった項目について、立入検査を行った検査班以外の検査局幹部等が専門的・中立的立場から判断を行っております。 なお、第三者機関への申立制度を設けることとしていないのは、金融検査は、いわゆる行政調査(適切な行政上の対応を行うための準備としての調査)の1つであり、行政処分ではないことによります。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
第二地方銀行協会	別紙2「17事務年度からの検査上の運用改善」 2. 意見申出制度の運用改善 ①	意見申出制度の運用改善策として、「意見申出審理会のメンバーに外部の有識者を登用」することが盛り込まれているが、同制度の活用を促進する観点からは、意見申出審理会は、検査を実施する金融当局とは別の外部の有識者のみで構成する第三者機関とすべきではないか。	同上
西川綜合法律事務所	別紙2「17事務年度からの検査上の運用改善」 2. 意見申出制度の運用改善 ③	審理結果については、「今後の金融機関のリスク管理等に役立つと考えられるもの」については「その概要を公表」とあるが、基本指針(案)においてはその旨が記載されていない。基本指針において一定の場合に審理結果の概要が公表されることがある旨を明確化すべきである。	ご指摘の点は、検査の実施手続とは異なるものであるため、別途、本日公表しました「平成17事務年度より実施する検査上の運用改善」において、明記しております。 なお、公表を行う事案については、今後の金融機関等のリスク管理等に役立つと考えられるものを選択してまいりたいと考えております。
個人(大学院助教授)	別紙2「17事務年度からの検査上の運用改善」 2. 意見申出制度の運用改善	意見具申制度に関して、以下の点においてより一層改善する余地があるものと思われまます。 意見具申の対象という観点からは、検査内容自体に対する意見のみならず、検査手続がルールに基づいて行われたかどうかという手続的な問題も対象とすべきであると思われまます。検査の過程において、万一恫喝・強要・非紳士的な言動等の手続上の問題がありますと、検査内容自体およびその評価にも影響を与えかねません。また、検査が双方の対話の場ではなく、監督当局の見解を押し付ける場となり、検査手続への不信感が高まりかねません。そうした検査手続への不信感は、検査に対する被検査金融機関の消極的姿勢にも繋がりがかねません。意見具申制度の趣旨をよりの確に実現するためにも、また、検査に対する信頼向上のためにも広く検査に関する全般的な疑問、異議、不満等の受け皿として拡充し、広く被検査金融機関に活用を呼びかけるべきであると思われまます。	検査期間中の検査手続や検査官の言動等の検査の全体的な問題については、個々の検査内容に関する意見申出ではなく、検査モニター等を通じ対応を図っていきたいと考えております。 また、本基本指針では、「検査官の心得」に「(3)信頼の醸成」として「穏健冷静な態度で相手方と双方向の議論に努めなければならない」ことを明記しております。この点を徹底していきたいと考えております。

提出者	コメントの該当箇所	コメントの概要	回答
個人(大学院助教授)	別紙2「17事務年度からの検査上の運用改善」 2. 意見申出制度の運用改善	<p>平成17年度からの意見具申制度の強化として、意見申出審理会に外部の有識者を加えるほか、審理結果の公表が行われることとなっており、これは制度の大きな改善につながるものと思われます。</p> <p>しかし、以下の点においてより一層改善する余地があるものと思われます。</p> <p>意見具申が活発に行われるような環境を整えるため、意見審理会の職責の一環として、意見具申を行ったことによる不利益な取り扱いが一切なされていないことのモニタリングを加えるべきであると思われます。監督権限を有する当局の措置について意見を述べた場合、別の場で何らかの不利な取り扱いをされるのではないかと懸念は、杞憂に過ぎないものと思われますが、とはいえ、そのような懸念を抱くのは監督される側に立って考えますと当然のことと思われます。そして、そのような懸念が本来意見具申されるべき場合において意見具申を抑制しているとすれば、この制度の趣旨を著しく減却させるものとなりかねません。このような懸念を取り除くためには、意見審理会に上記のようなモニタリング義務を課すとともに、その位置づけを検査局ではなく長官の直轄機関とすることが考えられます。</p> <p>私見では、必ずしも検査のみならず認可等との関係でも御庁の処分に不服がある場合の不服申立機関を整備すべきであり、そのような機関が出来た場合には意見審理会もそうした機関に吸収されるべきであると考えております。例えば、英国では Financial Services and Market Tribunal という機関が設けられているとのことであります。</p>	<p>被検査金融機関に対し、立入開始前(無予告の場合には立入開始後速やかに)の説明において、意見申出を行ったことを理由に不利益を受けない旨の周知を行ってきております。</p> <p>また、今般の検査上の運用改善においては、説明の際に被検査機関に手交する書面(「意見申出制度の概要」)に、上記について明記したほか、意見申出審理会に外部の専門家を加えるなど、一層の明確化、公平性の確保を図ったところであります。</p>
生命保険協会	別紙2「17事務年度からの検査上の運用改善」 3. 検査時の提出資料の見直し	<p>「検査の一層の効率化・円滑化を図る観点から、検査において金融機関に提出する資料について、その必要性や重複の有無などを踏まえつつ、新たに見直すとともに、電子媒体も活用。」とされておりますが、具体的な対応として以下を検討いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 立入検査時の事前徴求資料(当面の徴求資料、その他特に提出を求め資料等)及び事前ヒアリング事項について、各被検査機関に共通のもの、標準的に求めるものを明確化の上、予め(事務年度初等適宜)公開する。</li> <li>② 金融検査用質問様式例についても直近のものを事務年度始等に公開する。</li> <li>③ 上記徴求資料については、必要に応じ、資料作成にあたって留意すべき事項(「〇〇〇を含む」等)の記載をより充実する。</li> <li>④ 資産査定検査において当局の様式により作成する資料(「査定結果整理シート」、「ラインシート目次」等)について、事前にその作成要領を含め雛型を公開する。</li> </ol>	<p>本基本指針Ⅱ-3-1-(3)及びⅡ-3-2-(4)の規定により、被検査金融機関から資料等を求める場合は、原則、既存資料等を活用することとし、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体の利用も認めることとしております。</p> <p>また、立入開始前に、被検査金融機関に対して事前に求める資料等については、平成17事務年度より実施する検査上の運用改善の一つとして、その必要性や重複の有無を再検討のうえ削減し、各金融機関に対して、その旨周知致します。</p>